

## 青森県大会等出場助成金支給要領

### (目的)

第1 スポーツの振興を図ることを目的とし、青森県大会等に出場したスポーツ少年団に対し、助成金を支給する。

### (支給対象者)

第2 支給対象となるスポーツ大会に出場したスポーツ少年団の責任者とする。

### (支給対象となるスポーツ大会)

第3 支給対象となるスポーツ大会は、次の各号に掲げるスポーツ大会で、年度内各1回とする。ただし、学校部活動に基づくスポーツ大会に出場した場合は支給しない。

- (1) 全日本スポーツ少年団または青森県スポーツ少年団が主催する県大会
- (2) 前各号に掲げる大会と同等若しくはそれ以上の大会とスポーツ少年団本部長が認める県大会
- (3) 全日本スポーツ少年団が主催する東北大会及び全国大会
- (4) 前各号に掲げる大会と同等若しくはそれ以上の大会とスポーツ少年団本部長が認める東北大会及び全国大会

### (支給額)

第4 出場助成金として支給する額は、下表のとおりとする。

### (申請)

第5 支給対象となるスポーツ大会に出場したスポーツ少年団の責任者は、スポーツ大会に出場した年度内に、青森県大会等出場助成金申請書(様式1)に次の書類を添えて、スポーツ少年団本部に提出しなければならない。

- (1) 郡大会の結果が証明できる資料(プログラム等)
- (2) 支給対象となるスポーツ大会の結果が証明できる資料(プログラム等)
- (3) 支給対象となるスポーツ大会に出場した者の氏名が証明できる資料(プログラム、参加申込書の写し等)

### (支給)

第6 前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めるときは、助成金を支給する。

### 表

分類		支給額	備考
県大会	郡大会なし	3,000円+登録選手人数×300円	上限額は5,000円とする。
	郡大会あり	5,000円+登録選手人数×300円	上限額は10,000円とする。
東北大会		10,000円+登録選手人数×300円	上限額は15,000円とする。
全国大会		15,000円+登録選手人数×300円	上限額は20,000円とする。

### 附則

- 1 この要領は、公表の日から施行し、平成28年11月1日から適用する。
- 2 平成29年5月26日一部改正する。
- 3 令和元年5月30日一部改正する。
- 4 令和2年2月20日一部改正する。